

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－４ 地域密着型金融の推進</p> <p>Ⅱ－４－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>Ⅱ－４－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>（中略）</p> <p>（１）日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p> <p>①（略）</p> <p>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進</p> <p>顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。顧客企業の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>Ⅱ－４ 地域密着型金融の推進</p> <p>Ⅱ－４－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>Ⅱ－４－２－１ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>（中略）</p> <p>（１）日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p> <p>①（略）</p> <p>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進</p> <p>顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。顧客企業の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</p> <p><u>（参考）</u></p> <p><u>顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、当該顧客企業に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。</u></p>